

函館市民スケート場の概要

担当部局	函館市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課（電話：0138-21-3475）
所在地	函館市金堀町10番8号 市営函館競輪場内
目的	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
事業概要	函館市民スケート場の維持管理，設置目的に資する事業の実施，施設の使用の許可および制限，その他業務に関する事。
供用期間	12月第2土曜日から2月第3日曜日まで ただし，12月31日および1月1日を除く
供用時間	① 個人使用・団体使用 （ア）土曜日・日曜日・祝日・市立小中学校の冬季休業日 ＝午前10時～午後7時 （イ）上記以外の日 ＝正午～午後7時 ② 専用使用 （ア）土曜日・日曜日・祝日・市立小中学校の冬季休業日 ＝午前10時～午後10時 （イ）上記以外の日 ＝正午～午後10時
施設概要	① 開設年月日 令和3年12月11日（予定） ② リンク面積 5,024.4㎡ ③ リンク構造 仮設式アイスマット単管型屋外組立解体式 ④ 建物・附属設備 事務室，休憩室，便所等管理運営施設，屋外機械設備
指定管理者が行う業務内容	① スケート場の使用の許可および制限に関する事 施設の使用許可・不許可，使用制限，許可の取消 など ② スケート場の維持管理に関する事 冷凍設備の保守点検・保安全管理，施設設備・備品等の保守点検および保全・修繕，スケートリンクの組立・結氷および解体，冷凍設備の運転および結氷管理，施設の清掃等，塵芥収集処理，保守警備・場内巡回業務，事故防止および災害事故発生時の対応，その他維持管理など ③ 利用者に関する事 利用者への案内・施設設備の説明，入場の制限，入場者の安全確保および秩序の維持，意見等の把握およびその対応等 など ④ 使用料の公金収納業務の委託に関する事 スケート場の使用料の徴収・収納，報告に関する業務 など ⑤ 設置目的を達成するために必要な事業の実施に関する事 スケート教室やスポーツ振興に関するイベントの開催，その他設置の目的を達成するために必要な業務 など ⑥ その他の業務に関する事 各種書類の整理保管，利用者の要望等への対応，催し物ポスター等の掲示および回収，利用の促進，市への報告等庶務業務 など
施設管理運営経費	市から指定管理者へ管理委託料として支払います。
条例	函館市民スケート場条例
現指定管理者	なし（※新規施設）